



限りある資源。
繰り返し利用することで、
環境への負荷を減らすことができます。

未来のために
私たちにできること



ご存知ですか？

岐阜県リサイクル認定製品

岐阜県では、循環型社会の形成を目的として、ごみの減量や資源の有効活用を推進しています。その一環として、循環資源を使って作られた製品を、

「岐阜県リサイクル認定製品」として認定しています。

この制度を通じて、環境にやさしい製品の利用を広げていきます。

岐阜県
リサイクル認定製品
利用促進
シンボルマーク

エコ丸君



認定品目(例)一覧

古紙100%
トイレットペーパー



廃プラスチック再生品



廃材を使用したブロック



間伐材・小径材を
使用した木製品



再生土木資材



汚泥活用土壌改良材



緑化基盤材



再生陶磁器製品



岐阜県



詳しくは
こちらをご覧ください ▶

岐阜県リサイクル認定製品
公式ホームページ



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/162.html>



岐阜県リサイクル認定製品の認定を受けませんか？



認定されると
どんな
メリットがある？

- 岐阜県では「岐阜県リサイクル認定製品」を公共工事などで積極的に活用しています。
- また市町村にも、認定製品を優先して使うよう呼びかけています。
- 認定製品のPRパンフレットを作成する等、県から積極的に情報発信を行うことで、事業者や県民の皆さまに向けて、認定製品の魅力や活用方法をわかりやすくお伝えし、利用の広がりを進めています。

申請方法

「岐阜県リサイクル認定製品」の認定を受けるには、まずは申請が必要です。受付期間中に、必要書類と製品を、事業所の所在する県事務所または岐阜地域環境事務所へご提出ください。なお、製品の認定には一定の要件があります。そちらに関しては岐阜県公式ホームページからご確認ください。

● 主な認定要件(一部例)

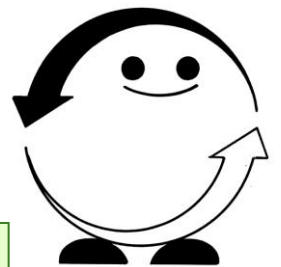
- 県内の事業場で製造等されたものであること。
- 原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。
- 環境基本法の規定による土壌の汚染に係る環境基準に適合すること。等

○ 申請に必要な書類については、岐阜県公式ホームページでご確認いただけます。(所定の様式についても当ホームページからダウンロードすることができます。)

申請スケジュール

- 7月** 1か月間の申請受付期間
- 8月** 提出先の県事務所・廃棄物対策課等において、書類の確認
- ~9月** 行政検査の実施
- 10月** 付託検討会議の開催
- 11月** 認定審査委員会の開催
- 12月** 認定

※認定の有効期間は
認定の日から起算して3年です。



問い合わせ及び申請先

岐阜県 環境エネルギー生活部 廃棄物対策課 電話:058-272-1111(代表)

	電話番号		電話番号
岐阜地域環境事務所	058-272-1920(代表)	可茂県事務所 環境課	0574-25-3111(代表)
西濃県事務所 環境課	0584-73-1111(代表)	東濃県事務所 環境課	0572-23-1111(代表)
揖斐県事務所 環境課	0585-23-1111(代表)	恵那県事務所 環境課	0573-26-1111(代表)
中濃県事務所 環境課	0575-33-4011(代表)	飛騨県事務所 環境課	0577-33-1111(代表)